



1. はじめに

日頃は、当センターの治療と仕事の両立支援事業に格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。この度、治療と仕事の両立支援に係る様々な情報をご提供できればと思い、両立支援だよりを発行しております。

ご一読頂き、近況や御意見をお聞かせ頂ければ幸いです。



2. おしらせ

令和4年1月1日から

健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

傷病手当金とは？

会社員のための健康保険の給付の一つで、被保険者（加入者）が、病気やケガをして仕事を休んで、勤務先から給与を払ってもらえなかったり、減額されたりした場合の所得保障

今回の法改正では支給期間が「**通算して1年6ヶ月**」に変更され、実質的に1年6ヶ月分支給されることになり、これまでよりも手厚い給付が受けられるようになりました。傷病手当金は、療養中の生活費用をカバーするものという位置づけで、治療や生活を支える命綱ともいえる給付です。こうした制度を利用するためには、できるかぎり退職しないで、仕事を続けることが重要ですが、入退院を繰り返している間に支給開始日から1年6ヶ月たってしまうと受給資格は失われてしまっていました。しかし、今回の法改正では、支給期間が「**通算して1年6ヶ月**」に変更されました。つまり、実質的に1年6ヶ月分支給され、途中で傷病手当金が打ち切られることはありません。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給

通算1年6か月

※支給開始日から通算して1年6か月まで支給

※法律の運用は2022年1月1日からですが、「施行日の前日において、支給を始めた非から起算して1年6ヶ月を経過していない傷病手当金について適用」という経過措置が設けられています。つまり、2022年1月1日時点で、傷病手当金をもらっている人は、新しい制度が適用されます。

傷病手当金など社会保障について困っている患者様がいらっしゃいましたら、センターの社会保険労務士が御相談に応じますのでお気軽にご連絡下さい。

治療と仕事の両立支援 オンライン地域セミナーのお知らせ



治療と仕事の両立支援の取組の促進を目的として、「治療と仕事の両立支援シンポジウム」を開催します。シンポジウムは、企業向けと医療機関向けに分けて、それぞれオンラインで開催いたします。どなたでも、事前申込み不要でご参加いただけますので、ぜひご視聴ください。

テーマ 企業と医療機関、 それぞれから支える両立支援

こちらより
配信中



中国・四国エリア 令和4年2月4日（金）14:30～16:00

事例発表・パネリスト

- 社会福祉法人土佐清風会
特別養護老人ホーム土佐清風園 施設長 濱崎 徳明 氏
- 広島電鉄株式会社
人材管理本部 人事部長 田村 智康 氏
- 倉敷中央病院
がん相談支援センター がん相談支援室長 松島史絵 氏

コーディネーター
キヤンサー・ソリューションズ
代表取締役社長
桜井 なおみ 氏

● 事前配信 ●

○ 基調講演

- 治療と仕事の両立支援 ～職場関係者と医療者の連携～
高橋 都 氏（NPO法人日本がんサバイバーネットワーク 代表理事）
- 支援機関の立場からの両立支援の取組について
根岸 純子 氏（東京産業保健総合支援センター 両立支援促進員）
- 両立支援 ～脳卒中経験者が医療機関・企業に期待したいこと
川勝 弘之 氏（公益社団法人日本脳卒中協会 副理事長）

参加
無料



○ トークセッション ～経験者が期待する支援とは～

コーディネーター

- 浅野 健一郎 氏（一般社団法人社会的健康戦略研究所 代表理事）

トークゲスト

- 生稲 晃子 氏（女優・内閣官房「働き方改革フォローアップ会合」構成員・厚生労働省「がん対策推進企業アクション」アドバイザーボード）
- 大橋 未歩 氏（フリーアナウンサー・厚生労働省循環器病対策推進協議会委員）

○ 両立支援カードのご案内

愛媛さんぽセンターでは、両立支援カードを患者様や労働者の方に配布しています。両立支援は患者や労働者からの申し出から始まります。「相談する」ことは大変勇気がいります。ぜひこのカードを渡して相談窓口へのハードルを超えられるよう後押ししてあげてください。両立支援カードが必要な方は当センター担当者までご連絡下さい！



愛媛さんぽセンターで治療と仕事の両立支援を担当しています。相談対応やセミナーの開催など様々なご要望にお応えします。今後とも宜しくお願い致します。

担当者：産業保健専門職 福田
TEL : 089-915-1911
Mail : sangyou-senmon@ehimes.johas.go.jp

